高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案（文部科学委員長提出）（衆第二三号）
特別市の設置に係る制度の整備の推進に関する法律案（西岡義高外一名提出）（衆第二四号）
大都市地域における特別区の設置に関する法律の一部を改正する法律案（西岡義高外一名提出）（衆第二五号）
公職選挙法及び特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律の一部を改正する法律案（逢沢一郎外十名提出）（衆第二六号）
国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律案（簗和生外七名提出）（衆第二七号）
衆議院議員の選挙制度改革及び定数削減に関する法律案（加藤勝信外十一名提出）（衆第二八号）

議案送付（予備審査）

六月二十五日議長は、次の議員提出案を衆議院に送付した。
児童扶養手当法の一部を改正する等の法律案（高木真理外一名発議）

通知書受領

六月二十五日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。
自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律及び道路交通法の一部を改正する法律案
また、同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律及び道路交通法の一部を改正する法律

報告書提出

六月二十五日委員長から次の報告書を提出した。
防衛省設置法等の一部を改正する法律案（閣法第一八号）審査報告書

人事異動

法務省

富所　浩介
法制審議会委員に任命する（六月二十五日）

官庁報告

官庁事項

近畿地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。
その関係図面は、令和八年六月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年六月二十九日　　近畿地方整備局長　齋藤　博之

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　一号
(三) 占用を制限する区域　草津市野路六丁目字上北池一五番七から同市野路六丁目字上北池二三番一六まで
(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。）
(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　令和八年七月二十日
(七) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局滋賀国道事務所

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。
その関係図面は、令和八年六月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年六月二十九日　　近畿地方整備局長　齋藤　博之

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　四十二号
(三) 占用を制限する区域　和歌山県日高郡由良町大字畑字惣岸二〇四番一から同町大字畑字惣岸二一〇番一まで
(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。）
(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　令和八年七月二十日
(七) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局和歌山河川国道事務所

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。
その関係図面は、令和八年六月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年六月二十九日　　近畿地方整備局長　齋藤　博之

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　百七十五号
(三) 占用を制限する区域　小野市池尻町字山添江五六〇番三から同市市場町字南山九二六番三五五まで
(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。）
(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　令和八年七月二十日
(七) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局兵庫国道事務所